

トランプ再選後の世界（3）**仕事請負人のライトハイザー氏が考える多岐にわたる通商政策**

丸紅米国会社ワシントン事務所

シニアマネージャー（マクロ経済・通商・産業担当） 阿部 賢介

abe-k@marubeni.com

- トランプ前大統領自身は対中貿易赤字や為替などへの拘りは強く、2 期目でも対中政策の主要ドライバーとなる。ただし選挙演説やインタビューで言及している税率よりも、どのようなツールを中国との交渉に用いるのかが肝要。1 期目で通商政策を担ったライトハイザー氏は、関税を主要ツールと置きつつ、それ以外のツールを多用する考えを持つ。
- 301 条追加関税やアンチダンピング/補助金相殺関税の強化は、大統領権限で発動しやすく 2 期目でも活用か。中国との正常貿易関係の破棄や一律に高関税を課すのはハードルが高く、他の手段で代替も可能か。その他外国からの輸入品への一律関税は、法的根拠は考えられるものの、交渉のためのツールか。
- USMCA レビュー、投資規制、デミニマスルール、国境調整措置、為替などは超党派で問題提起されており、大統領選の結果に拘わらず政策が変化する可能性が大きい。貿易赤字が最も大きい中国だけでなく、それに次ぐメキシコやベトナムもターゲットになりやすい。
- 共和、民主共に全面的な市場開放を伴う通商政策から、セクターや課題毎の通商協議を行う姿勢にシフトしており、どのセクターで変化が起きそうか、見極めることが肝要。

米国大統領選挙は民主党候補者が予備選挙終了後に替わるという急展開を見せ、民主党が勢いづいた事は確かだが、それでも世論調査は全国でも激戦州でもその差は僅かだ。また、民主党候補に指名されたハリス副大統領の政策はバイデン政権と大きく違わないとの見方が強い。つまりハリス副大統領当選の場合、基本的には現政策が継続されるため、見通しはたてやすい一方、トランプ前大統領再選の場合、1 期目で見られた通り、その政策は型破りであり不確実性が高く、見通しをたてることが難しい状況は変わらない。トランプ前大統領再選の可能性を必要以上に誇張する必要はないが、今から十分に分析を行い、どのようなリスクがあるのかを把握しておくことは肝要だ。以前のレポート「[トランプ再選後の世界（2）](#)」で述べた通り、今回は通商政策に関して考察してみる。

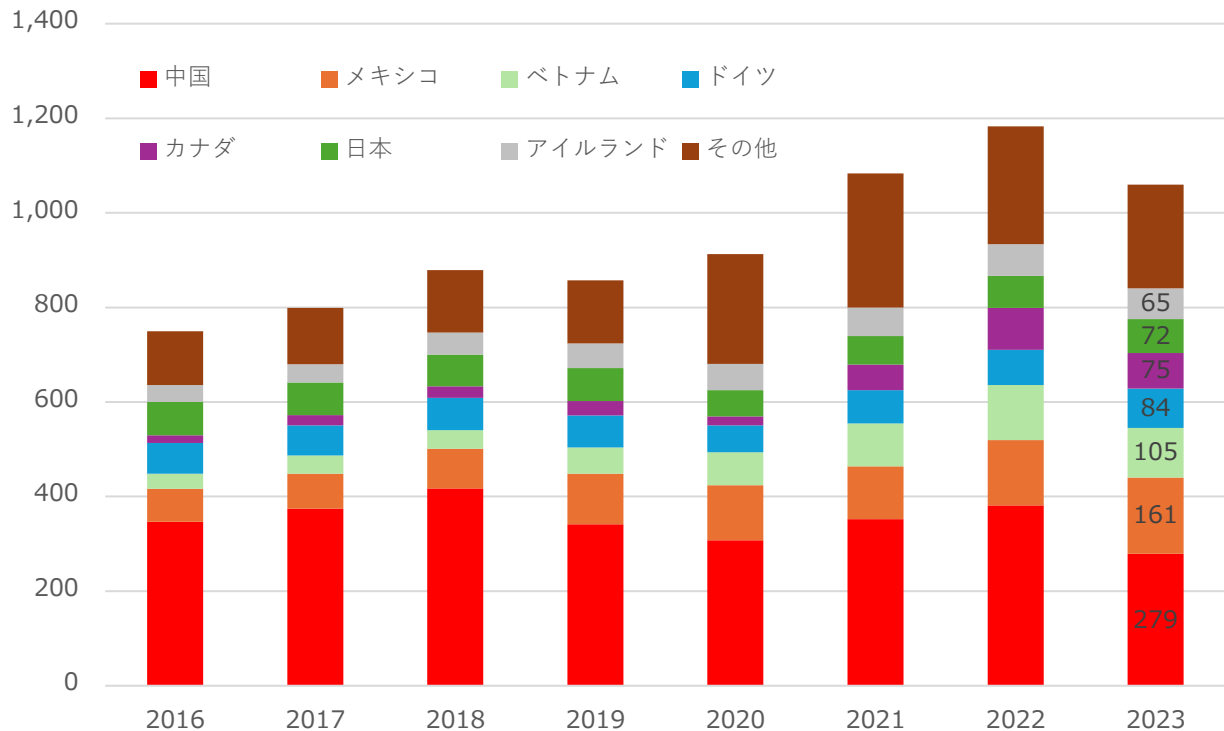
1. トランプ政権の対中政策≡通商政策

トランプ政権の対中政策には、通商的ドライバーとイデオロギー的ドライバーの 2 つのドライバーがある事を上記レポートで述べた。国際社会や地政学リスクという点では後者のドライバーの方が影響は大きいですが、サプライチェーンや事業環境という点では、前者の影響も小さくない。

何より、トランプ氏自身の直感的な関心度合いは、中国が東アジアなどで覇権を獲得するか否かというよりも、米国の対中財貿易赤字が依然約 2,800 億ドル/年と巨額であり、財貿易赤字の 1/4 超を占めている事の方が大きいだろう（図表 1）。1987 年、初めて大統領選出馬の憶測が出た際に、トランプ氏がニューヨークタイムズ紙などの[一面広告](#)で打ち出したのは、当時財貿易赤字の 37%を占めて

いた日本を槍玉に挙げた批判だった。トランプ氏にとって、米国が貿易によって不当な扱いを受け続け、国富や雇用が外国に流失しているという考えは、半世紀近く不変の信条であろう。

図表 1：米国の財貿易赤字推移（10 億ドル）



出所：経済分析局（BEA）よりワシントン事務所作成

またバイデン政権がトランプ前政権の対中追加関税を継続し、法定 4 年後レビューを経て電気自動車や蓄電池など一部輸入品の関税率を引き上げたように、対中関税は与野党で合意が得やすい。ウクライナやイスラエル支援を減らしてまでも、中国への対抗を優先すべきという極端な政策は実施されにくい、対中追加関税のさらなる引き上げはハードルが低いだろう。また当初は現実的ではないと思われた北米自由貿易協定（NAFTA）の見直し、そして新たにカナダ、メキシコと締結した USMCA は、労働者や環境保護の条項を加える事により、結果的に超党派の支持を得て実現した。通商的ドライバーは分断化する現在の米国政治でも実現しやすい政策であり、最も注意が必要な点と言える。

以前のレポート「[トランプ再選後の世界（1）](#)」でトランプ陣営の公約として取り上げた「Agenda 47」だが、同陣営公式ページの Platform の[ページ](#)では Agenda 47 の名称は残っているものの、8 月上旬頃より各項目のリンクは消えており、先の共和党全国大会で採択された同党綱領及びその短縮バージョンである「20 の約束」（図表 2）に置き換わっている¹。

¹ Agenda 47 の個別のページは、検索すれば依然閲覧可（2024 年 8 月 31 日現在）

図表 2：共和党の綱領と「20 の約束」

共和党綱領の章立て

1	インフレを撲滅し、速やかに全ての価格を下げる
2	国境を封鎖し、移民の侵入を阻止する
3	歴史上最も偉大な経済を作り上げる
4	アメリカンドリームを取り戻し、家族、若者、全ての人にとって再びゆとりのある米国にする
5	不正貿易から米国労働者と農家を守る
6	高齢者福祉
7	若者に対し偉大な仕事と生活をもたらす、偉大な義務教育を施す
8	政府に常識をもたらす、米国民の根幹を刷新する
9	人民の人民による人民のための政府
10	力を通じた平和に立ち戻る

20 の約束

1	国境警備の強化及び移民の侵入阻止
2	米国史上最大の不法移民の追放
3	インフレの撲滅
4	米国を世界最大のエネルギー生産国に
5	産業の海外移転の停止及び米国は製造大国に
6	労働者への減税及びチップ課税の廃止
7	憲法、権利章典、基本的権利（言論、信仰、武装の自由を含む）の保護
8	第 3 次世界大戦の阻止、欧州及び中東の平和保全、全国を包囲するアイアンドームの構築
9	政府による国民への検閲の廃止
10	移民犯罪の阻止、海外の麻薬カルテルの撲滅、ギャングバイオレンスの破壊、凶悪犯罪者の収監
11	ワシントンを含む都市部を再建し、安全、清潔、美観を取り戻す
12	軍隊を強化及び近代化し、世界最強に
13	米ドルを今後も世界の準備通貨に
14	社会保障やメディケアの保全、退職年齢の維持
15	電気自動車の導入目標の廃止、規制緩和
16	批判的人種理論や過激な性イデオロギーなどを後押しする学校に対する連邦予算の削除
17	女性スポーツへの男性参加の阻止
18	ハマス支持の過激派を国外追放し、大学キャンパスを安全で愛国的に戻す
19	同日投票、身分証明、紙の投票用紙、市民権の証明を含む選挙の公平性の確保
20	記録的な成功による全国融和の実現

出所：トランプ・バンス陣営公式ページよりワシントン事務所作成

これらのなかで通商政策に関し具体的に書かれているのは、綱領の第 5 章「不公正貿易から米国労働者と農家を守る」という部分である。ここでは、貿易の均衡化、戦略的自立の確立、製造業の復興にコミットするとして、外国製品に対する基本関税 (baseline tariff)、トランプ相互貿易法案 (Agenda 47 では、外国が課している関税と同率まで関税を引き上げる権限を大統領に付与するといった内容の法案として説明されている) の成立、不公正貿易慣行に対する対応、中国の最恵国待遇 (MFN) の撤廃、中国からの重要製品輸入の段階的削減、中国の米国不動産や産業の買収阻止、中国車の輸入阻止などの政策が挙げられている。こうした共和党綱領に加え、トランプ氏はこれまで口頭で、中国製品に 60%、メキシコで製造される中国車に 100%、全外国製品に 10-20%の関税 を発動すると表明していきっている。果たしてこれらは実現可能なのか？

2. トランプ政権の通商政策の仕事請負人はこう考える

トランプ政権 1 期目で通商政策の立案、交渉、施行を手掛けたのは、米通商代表 (USTR) を務めたロバート・ライトハイザー氏だ。トランプ政権の通商政策に対する同氏の影響力は大きいとみられており、2 期目でも経済/通商分野の重要なポストに起用されるだろう。同氏がトランプ政権 1 期目を回顧し、さらに今後必要な通商政策について著した『No Trade is Free: Changing Course, Taking on China, and Helping America's Workers』(2023 年 6 月出版) を参考に、同氏の通商に対する考え方などを踏まえ、トランプ政権 2 期目の通商政策について考えてみたい。

トランプ政権の通商政策は、現代の米国政治ではあまり考えられてこなかった水準と範囲での追加関税に代表されるだろう。それは典型的な保護主義政策として、1 期目当初から相当の批判を呼び、現在でもハリス陣営が攻撃の対象にしている²。批判の根拠は、追加関税はインフレを引き起こし国民の生活を圧迫する上に、同盟国を含めた外交関係の信頼性を損なうというものだ。

ただトランプ氏やライトハイザー氏は貿易赤字や自由貿易主義を問題視し、経済学で生産性や効率を最大化するとされる比較優位論は最も優先されるものではないと考えている³。ライトハイザー氏は、そうした効率性も重要であるが二の次であり、最も重要なことは米国製造業を支えることであり、それが米国労働者を助ける唯一の方法だと言い切る。ある寄稿では、「我々は安いテレビやスニーカーといった今の消費と、自分の国の将来や、子供、孫たちの富をトレードしている。それは馬鹿げている」と指摘。つまり、ライトハイザー氏は米国の「消費」ではなく、「生産」を見ており、米国民にインフレや高い製品を押し付けることは公言できないものの、少なくとも同氏にとって、インフレを引き起こすから関税をかけるな、という批判は響かないだろう。逆に、トランプ政権 1 期目において数多くの追加関税が発動されたものの、インフレーションは大きくなかった事、そしてそのほとんど

² 民主党全国大会の指名受諾演説において、外国製品に対する一律 20%の関税を念頭において、「実質、全国的な物品税に相当する政策を実行しようとしている。これらをトランプ税と呼ぼう」と批判。

³ ライトハイザー氏は フォーリン・アフェアーズ誌 上で、経済学者ゴードン・ハンソン氏と比較優位論について議論を展開している。

をバイデン氏が引き継いだ事で、さらに自信を深めているのではないだろうか。

製造業を殊更に重視するライトハイザー氏に対し、米国は既にサービス産業が高度化しているため、購買力を損ない消費を減退させてまで、製造業を保護する必要はない、という批判もある⁴。しかしライトハイザー氏は著書のなかで、日本やドイツ、そして中国による関税や産業保護を例に挙げ、「消費で大国になった国はない。生産することによって大国になった」と、製造業の重要性を明示。セクターによる重要度合いは異なるうえ、製造業復活のために関税という手段が妥当なのかどうかの是非は議論が必要だが、パンデミックや中国の台頭によって、製造業やサプライチェーンが世界中で見直されているトレンドも、こうした主張を後押ししているのだろう。こうした考えの下、ライトハイザー氏はバイデン政権が成立させた CHIPS 科学法は積極的に支持している。

ライトハイザー氏の主張のなかで、「製造業」と並んで重要なトピックが「中国」だ。その理由は2点ある。1点目は中国が最大の地政学上の脅威になっている事。そして2点目は中国が不公正貿易慣行、重商主義によって経済大国化、そして軍事大国化した事である。米国が自らの製造業を犠牲にする傍ら、地政学上の最大のライバルは不当な手段によって米国を脅かすパワーを手に入れたという、憤慨めいた思いがあるのだろう。特に、レーガン政権後の歴代米政権が、この中国の不公正貿易慣行に対し、根本的な解決を求めてこず、さらには最恵国待遇を与えてしまったという不満も大きい。そういう点で、中国問題の解決に寄与しなかったとライトハイザー氏が考えている、世界貿易機関（WTO）、特に紛争解決の上級委員会に対するフラストレーションも大きい。ライトハイザー氏にとって、中国の不公正貿易慣行や重商主義を止めさせ、米中間の貿易不均衡を是正することは究極的なライフワークなのであろう。

その手段としてライトハイザー氏は「中国の構造的重商主義的な慣行を是正する唯一の実行可能な手段は、中国の対米輸出品に適度な関税をかける事だと長く信じてきた」のである。貿易不均衡を是正するために、ライトハイザー氏は関税を含め3つの手段に言及している。1つ目はウォーレン・バフェットが20年前に[提案](#)した、米国輸出者に輸出額と同価値の売買可能な「輸入証明書」を発行し、外国輸出者もしくは米国輸入者に対し、輸入額と同額の輸入証明書の提出を求める方法。2つ目は外国投資家に対し、対米投資に手数料を設け、ドルによる投資インセンティブを引き下げ、ドル安に誘導する方法で、2019年に上院で提出された[法案](#)にも盛り込まれた手段だ。そして3つ目が関税である。ライトハイザー氏は「何れの手段も支持するが個人的には、関税の手段が、実行が容易で影響も予見し易く、また既存の関税徴収システムが既にある点で、好ましい」と評価している。また政府歳入が増加することで、過去の累積貿易赤字の分も解消することが出来るとしている。トランプ氏は自らを「タリフ・マン」と称したが、本当のタリフ・マンはライトハイザー氏なのかもしれない。

⁴ 注4の寄稿において、ハンソン氏は「米国繁栄の未来はサービス産業にあり、過去の炉（furnace）や組み立てラインではない」として、ライトハイザー氏への反論を締めくくっている。尚、民間の財生産（goods-producing）業が米国の付加価値総額に占める割合は、1997年の22.5%から2023年の17.4%と低下傾向にある。

3. トランプ政権 2 期目の通商政策

ライトハイザー氏の考え方を基に、トランプ政権 2 期目が誕生した場合、どのような通商政策になるか、具体的な分野ごとに考察してみたい。

① 中国

中国との財貿易赤字は図表 1 の通り、2018 年の約 4,200 億ドル超から、2023 年は約 2,800 億ドルと 5 年間で約 33%も減少したが、それでも最大の貿易赤字国であることは変わらない。また、トランプ政権 1 期目で成立した米中第一段階合意についても、ライトハイザー氏は中国側の合意事項の履行は不十分であり、多くの構造改革と輸入拡大のコミットメントが未達になっていると、2023 年 5 月の議会公聴会で証言している。当時、第一段階合意成立によって、301 条対中追加関税リスト 4A（当時の輸入額で約 1,100 億ドル相当）の関税率を 15%から 7.5%に引き下げ、かつ表明していたリスト 1-3 の関税率の引き上げ（25%→30%）を延期し、リスト 4B への追加関税賦課も棚上げにしていた。つまり、少なくともトランプ政権からすれば、中国に譲歩したにも拘わらず中国は約束を反故にしたと解釈される。そして中国は地政学上の最大の競争相手という認識は米国内でますます強くなっており、トランプ政権 1 期目と比べても、中国との「戦略的デカップリング」⁵の必要性は変わらず、約束を反故にされた次期トランプ政権内では、中国に関する通商的ドライバーはかかりやすくなると考えられる。

まず考えられるのは、第一段階合意の反故を理由に、一方的に既存の 301 条追加関税の引き上げや、4B リストへの追加関税賦課だろう。同合意の紛争解決条項では、相手が履行義務を果たしていないと申し立てた場合、一定の協議プロセスを経ても解決に至らなければ一方的な救済措置を採ることが可能となっている⁶。ライトハイザー氏は自ら手掛けた米中第一段階合意への思い入れが強く、著書や議会証言でも、トランプ政権の成果として強調している。特に紛争解決メカニズムにおいて、一方的な救済措置発動を含められたことは画期的と自画自賛しており、トランプ政権 2 期目では、このメカニズムに則って、中国側と協議を始め、解決に至らない場合は、保留していた追加関税を発動する可能性がある。その上で、第二段階合意の協議の場に中国を引き出そうという考えもライトハイザー氏なら持っているかもしれない。

それと同時に、中国との恒久正常貿易関係（PNTR）撤廃を議会に求める動きを見せる可能性もある。PNTR 撤廃は共和党綱領にも盛り込まれており⁷、ライトハイザー氏も著書や議会証言でも主張している措置だ。そもそも PNTR はどういう意味をもつのか？2000 年に中国が WTO に加盟するにあたり、米連邦議会は「米中関係法（2000）」を可決し、大統領に対し、中国に PNTR を与える権限を付与した。それまでは大統領権限で、中国への正常貿易関係（NTR）を 1 年に 1 度更新する状況であったが、同法成立により NTR が恒久的措置となった。では PNTR が撤廃されるとどうなるのか？

⁵ バイデン政権や民主党は「デリスキリング」、ライトハイザー氏や共和党は「デカップリング」を好んで使う傾向があるが、重要な物品やセクターにおける中国への依存度を下げるという点は共通の目標だと思われる。

⁶ 米中第一段階合意の詳細については、当時のレポート「[米中第一段階合意：休戦協定か、新たな火種か](#)」を参照。

⁷ 共和党綱領は、中国の最恵国待遇（MFN）撤廃と表記しているが、PNTR 撤廃と同義。

米国の輸入関税制度は、1 列（column）と 2 列の 2 つに大別され、さらに 1 列は一般（general）と特惠（special）に区別されるため、全体で 3 種類の関税分類が存在する。各分類の対象国は以下図表 3 の通りで、中国を含む NTR、PNTR を付与されている国が 1 列一般に属し、殆どの国がこの対象となっている。1 列特惠は米国と自由貿易協定を締結している国などが対象で、1 列一般よりも低税率または無税が適用される。そして 2 列は NTR を与えられていない、所謂米国の敵性国家（現在は 4 カ国）が分類されている。

図表 3：米国の実行関税率表の分類

列(Column)	小分類	対象国
1	一般	WTO 加盟国など、米国と正常貿易関係を有する国
	特惠	自由貿易協定締結国及び特惠関税対象国
2		列 1 以外の国。現在はキューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ（ロシア、ベラルーシは 2022 年に正常貿易関係が撤回）

米国の実行関税率表の例

[（第 85 類：電気機器など）](#)

Harmonized Tariff Schedule of the United States Revision 8 (2024)

Annotated for Statistical Reporting Purposes

XVI
85-38

Heading/ Subheading	Stat. Suf- fix	Article Description	Unit of Quantity	Rates of Duty		
				1		2
				General	Special	
8517		Telephone sets, including smartphones and other telephones for cellular networks or for other wireless networks; other apparatus for the transmission or reception of voice, images or other data, including apparatus for communication in a wired or wireless network (such as a local or wide area network), other than transmission or reception apparatus of heading 8443, 8525, 8527 or 8528; parts thereof: Telephone sets, including smartphones and other telephones for cellular networks or for other wireless networks:				
8517.11.00	00	Line telephone sets with cordless handsets.....	No.....	Free ⁸		35%
8517.13.00	00	Smartphones.....	No.....	Free		35%
8517.14.00		Other telephones for cellular networks or for other wireless networks.....		Free		35%
	20	Radio telephones designed for installation in motor vehicles for the Public Cellular Radiotelecommunication Service.....	No.			
	50	Other radio telephones designed for the Public Cellular Radiotelecommunication Service.....	No.			
	80	Other.....	No.			

(第 87 類 : 自動車など)

Harmonized Tariff Schedule of the United States Revision 8 (2024)

Annotated for Statistical Reporting Purposes

XVII
87-6

Heading/ Subheading	Stat. Suf- fix	Article Description	Unit of Quantity	Rates of Duty		
				1		2
				General	Special	
8703 (con.)		Motor cars and other motor vehicles principally designed for the transport of persons (other than those of heading 8702), including station wagons and racing cars: (con.)				
		Other vehicles, with only spark-ignition internal combustion piston engines:				
8703.21.01		Of a cylinder capacity not exceeding 1,000 cc.....		2.5% ^{1/}	Free (A+, AU, B, BH, CL, CO, D, E, IL, JO, KR, MA, OM, P, PA, PE, S, SG)	10% ^{2/}
	10	Three or four wheel off-road vehicles with straddle seat and handlebar control: With label indicating that vehicle is for operation only by persons at least 16 years of age.....	No.			
	30	Other.....	No.			
	50	Other.....	No.			
8703.22.01		Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc.....		2.5% ^{1/}	Free (A+, AU, B, BH, CL, CO, D, E, IL, JO, KR, MA, OM, P, PA, PE, S, SG)	10%
	10	New.....	No.			
	90	Used.....	No.			
8703.23.01		Of a cylinder capacity exceeding 1,500 cc but not exceeding 3,000 cc.....		2.5% ^{1/}	Free (A+, AU, B, BH, CL, CO, D, E, IL, JO, KR, MA, OM, P, PA, PE, S, SG)	10% ^{2/}
	10	Motor homes.....	No.			

出所：米国国際貿易委員会（USITC）。列 1 特恵の欄は対象国や協定の略号（例：AU 米豪自由貿易協定、BH 米バーレーン自由貿易協定など）。

図表 3 中に記入している通り、2022 年のウクライナ侵攻により、米国連邦議会はロシアとベラルーシとの PNTR 及び NTR を停止する法案を可決。これにより同 2 か国は列 2 の扱いとなった。中国の PNTR 撤廃となると、ロシア、ベラルーシと同様の位置づけとなる可能性があり、これは 2 つの点において大きな影響をもたらす可能性がある。

1 つは NTR の停止自体が、米国にとって中国が敵性国家であるという位置づけをさらに強化することになる。そもそも中国は現時点で既に、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシアなどと並んで、公式に米国の「外国敵性国家」（foreign adversaries）に認定されている。またトランプ政権 1 期目からの貿易戦争は現在でも続いているため、敵性度合いが強まること自体は形式的な意味合いに過ぎないかもしれない。ただ NTR は 1947 年に WTO の前身である関税及び貿易に関する一般協定（GATT）が成立した際、GATT 加盟国に MFN 待遇を与えるために適用が開始されたが、その後冷戦開始により、当時のソ連や共産主義国家に対する MFN 待遇が撤廃された。つまり中国に対し同様の措置を行

う事は、冷戦時のようなブロック経済の再来を惹起させ、米中が「新冷戦」状態にあるという認識をさらに強める恐れがある。

2 つ目は関税自体が大きく変更される点だ。図表 3 で最初に引用した電子機器のうち、スマートフォン（統計番号 8517.13.00）は対中輸入額が最も大きい品目（2023 年実績 440 億ドル）だが、列 1 一般は無税扱いなのに対し、列 2 となると 35%となる。単純計算すると、この品目だけで年間 150 億ドルの輸入税増となる。一方で、次に引用した自動車などの関税の場合、列 1 一般では 2.5%の関税が、列 2 では 10%となる⁸。ライトハイザー氏は公聴会の証言のなかで、自動車の場合中国との PNTR を撤廃したとしても、関税は大きく引きあがらないため、中国向けの新しい列を設定、もしくは列 2 の税率を修正すべきだと主張している。

上記 2 つの理由から、中国への PNTR 撤廃は形式上、関税上何れにしても影響が大きいため、ワシントンでもコンセンサスは現時点でない。既述の通り、共和党綱領やライトハイザー氏は PNTR 撤廃を主張している。他方、対中強硬派の委員会として認識されている下院の中国共産党特別委員会（通称）は、2023 年末に公表した提言⁹で、PNTR を中国に付与したことによる弊害は指摘するも、PNTR 撤廃までには踏み込まず、中国向けの新たな列を設定する内容に抑えている。同委員会のスタッフは非公式な会合において、PNTR 撤廃はインパクトが強すぎるとして積極的に検討はしていない、と述べていた。ただ、トランプ政権 1 期目で課した、広範囲ながらも品目を 1 つずつ指定した 301 条追加関税が、中国の不正貿易慣行を止めることは出来ていない、という認識にトランプ政権 2 期目が立つのであれば、60%や 100%の税率になるかは別にしても、何かしら一律に対中関税を引き上げる考えが現実的に検討されても不思議ではない。それを実行するために、新たなメカニズムを設定するよりも、既存のメカニズムを利用したほうが、政治的資本の消費は抑えられ、かつ政策実現のスピードは速い。また、中国への PNTR を廃止し、かつ列 2 のうち中国向けに別途税率を設定する方法⁹と、PNTR 撤廃までは踏み込まないが、新たに中国向けの列を設定する方法では、何れにしろ議会で新たな立法が必要となり、かつ関税上のインパクトは大きく変わらないであろう。そうであればわざわざ論争を巻き起こす PNTR 撤廃まで踏み込まなくても、新しい列を策定するなどしてほぼ一律に関税を引き上げ、中国との「戦略的デカップリング」を進めようとするのではないだろうか。

② その他関税、輸入制限

ライトハイザー氏は議会や民間で豊富な経験を持つ通商弁護士として、既存の通商関連法を用いて、外国の不正貿易慣行により被った損害に対する救済措置 (remedy) の活用にも熱心だ。通商法 301 条はその典型だが、商務省が管轄する通商拡大法 232 条、関税法が根拠となるアンチダンピング（不当廉価販売、AD）や政府補助金に対する相殺関税（CVD）などは頻繁に発動されている。これら以外にライトハイザー氏は、現在の米国の貿易赤字とそれが米国経済に及ぼす影響が考慮すれば、大統領

⁸ 301 条や 232 条、アンチダンピングや補助金相殺などの追加関税は、これら通常の税率に上乗せされる

⁹ ロシアとベラルーシに対しては、NTR を停止する法案において、列 2 以上の税率設定が可能な権限を大統領に与えており、実際にバイデン大統領はその権限を使い、2 国向けに列 2 以上の輸入税を課している。

は国際経済緊急権限法（IEEPA）と関税法 338 条によって、一方的に関税を引き上げることが出来る
と言及している。

IEEPA は非常事態において、外国への制裁を含む幅広い権限を大統領に付与しており、トランプ前政権は香港の高度自治の侵害や中国の軍需産業に対する投資に関し、バイデン政権も中国製のコネクテッドカーソフトに対する調査や、後述する対外投資規制策定において、IEEPA を援用している。他方、両大統領とも IEEPA に依拠して関税引き上げを実際に発動したケースはないものの、トランプ前大統領は 2019 年 5 月、メキシコからの不法移民の急増を緊急事態として、メキシコに対し一律 5%の追加関税を発動すると公表。その後、メキシコ側が不法移民抑制措置に合意したため、発動前に無期限に延長される事になった。またニクソン元大統領は 1971 年、20 世紀になり初めて貿易赤字となり、経常収支が急速に悪化したことを受け、金ドル兌換停止を含む一連の措置（所謂ドルショック）を講じたが、その一部である、全ての課税輸入品に対する 10%の課徴金は、IEEPA の前身である対敵通商法（TWEA）が根拠となっている。つまり、IEEPA を援用すれば、トランプ前大統領が主張する、全輸入品に対し一律で追加関税を設ける「Universal Baseline Tariff」も不可能ではない。ただ IEEPA によって宣言された緊急事態は、毎年議会に継続の報告を行う必要があるほか、上下院の合同決議（joint resolution）が可決されれば、緊急事態は取り消される。トランプ前大統領が鉄鋼、アルミ製品または自動車に対し、通商拡大法 232 条で一律関税をかけようとしたのは、IEEPA のこうした制限を回避しようとしたのでは、と議会調査局（CRS）は分析している。

もう 1 つの関税法 338 条は、米国の製品や商業活動に不当な課税や制限を課している国に対し、懲罰的な関税を課す権限を大統領に与えている（50%が上限）。第二次世界大戦前は、企業などから同法に基づき調査要求などがあったが、実際に発動された例はこれまでにない。ただし政権 1 期目で、長年発動されてこなかった法律を蘇らせたトランプチームにとって¹⁰、過去の発動実績がないことは、発動しない理由にはならないだろう。少なくとも交渉材料としては、301 条に追加される可能性がある（図表 4）。

図表 4：関税引き上げに関する法律

法律名	内容	発動例
国際緊急経済権限法 (IEEPA)	緊急事態宣言後、大統領に輸出入等を規制する権限を付与。	・ 1971 年、ニクソン政権が 10%の輸入課徴金を設定 ・ 2019 年、トランプ政権がメキシコに対し 5%の追加関税を公表（実施前に無期限延期）
通商法(1974) 122 条	国際収支赤字が異常に増加等の際、大統領は最大 15%の輸入課徴金や関税割当制度を最長 150 日間課す事が出来る	・ 発動例なし

¹⁰ トランプ政権以前、大統領が救済措置を決めたのは、232 条は 1986 年、301 条は 2009 年。

通商法(1974) 201 条	セーフガード	・トランプ政権は洗濯機、太陽光パネルに対し発動 ・バイデン政権は条件を変更するも、太陽光パネルに対するセーフガードは継続
通商法(1974) 301 条	不公正な貿易慣行に対し報復関税を課す事が出来る	・2018 年以降、トランプ政権が対中関税発動。バイデン政権も継続し、さらに拡大する計画 ・2024 年、バイデン政権が中国の造船業などに対し、301 条調査を開始
通商拡大法 (1962)232 条	安全保障上の懸念を理由に、輸入を制限することが出来る	・2018 年、トランプ政権が鉄鋼、アルミ製品に対し発動。自動車に対する調査も行うが、関税は発動せず
関税法(1930) 701 条～	アンチダンピング税/相殺関税	・トランプ政権は中国製の洗濯機、アルミ製品などに発動 ・バイデン政権は中国製の化学品などに発動
関税法(1930) 338 条	米国商品に不当な制限を課している国に対し、新規または追加関税を課す権限を大統領に付与（ただし上限 50%）	・追加関税を伴った発動例はなし

出所：CRS、USITC、各種報道などからワシントン事務所作成

この他に、トランプ氏は、他国が米国に課している関税の水準まで、米国の輸入関税を引き上げる権限を大統領に付与する新たな立法（Reciprocal Trade Act）も主張している。2019 年に共和党下院議員が同名の[法案](#)を提出したが、審議されないまま廃案となっている。議会選挙の結果次第では、通商関連の立法も不可能ではないが、トランプ政権 1 期目から、大統領に付与された通商関連の権限は大きすぎるという指摘があり、さらに大統領に関税を議会の承認なしに引き上げる権限を付与する立法は難しいだろう。

ライトハイザー氏は著書において、「他国が米国に公平なアクセスを付与するよう、力強くかつ継続的に 301 条を使う必要がある」と力説、「互恵性という伝統的な考えと、我々の権利の一方的な行使という新たな観点」を組み合わせる必要があると主張している。2 期目においては、1 期目の手法に加え、新たな手法を繰り出すつもりなのだろう。

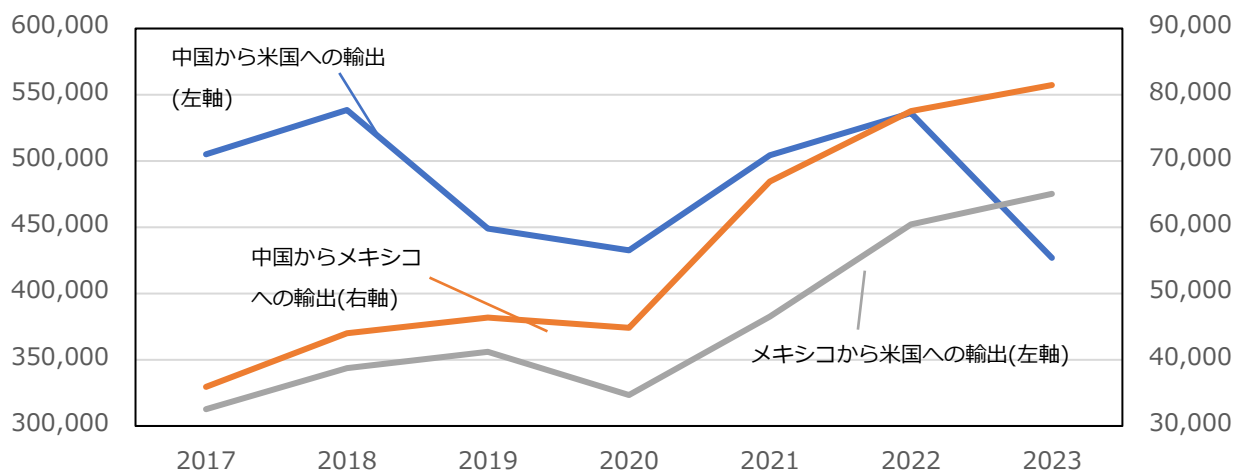
③ USMCA のレビュー

ライトハイザー氏にとって USMCA の成立は、中国との第一段階合意に並ぶ、トランプ政権 1 期目での成果だろう。特に 1 回目のトランプ前大統領の弾劾手続きが進むなかで、USMCA については民主党指導部の支持を取り付けながら交渉に成功したことを誇らしげに著書に綴っている。同氏が USMCA で拘ったうちの 1 つが、協定に期限を設ける「サンセット条項」だ。同氏は「どの企業も、永続的な契約にサインはしない」という考えのもと、貿易協定も期限を設け、かつ定期的に見直しができるような設計を強く要求。これにより USMCA は、各締約国が延長の意志を示さない限り、発効から 16 年で失効することを前提とし、発効から 6 年後に、「共同レビュー」を行う事になっている。

その6年後は2026年7月であり、次の政権がレビューを担う事になるが、ライトハイザー氏はフォーリン・アフェアーズ誌において、USMCAのレビューでは、以下2点を改善すべきと主張している。

1点目は中国製品がメキシコ経由で米国市場に流入することの阻止だ。トランプ政権が対中追加関税をかけ始めた直後から、中国企業がメキシコやベトナムに製造拠点を移し、実質的に第三国経由で中国製品を米国に輸出しようとしている、という報道が続いている¹¹。貿易統計を見てみれば、中国から米国への財輸出は、2019年に減少に転じ、2020年もコロナ禍の影響が加わり引き続き減少、その後コロナ禍後の米国経済の回復などもあり2年連続で大きく回復したものの、2023年は2012年以来最も低い水準まで落ち込んだ。他方、中国からメキシコへの財輸出額、及びメキシコから米国への財輸出額は、2020年のコロナ禍の影響による減少を除き、上昇し続けている（図表5）。メキシコの対米輸出において、どれほどの中国製原材料が含まれているか、正確に把握することは難しいが、近年メキシコにおける中国からの直接投資が急増しており、中国の対米輸出の減少分が、一部メキシコを迂回して米国市場に流入していても不思議ではない。そうした懸念から、バイデン政権は既に2024年7月、メキシコからの鉄鋼・アルミ輸入品に関し、鉄鋼は米加墨以外で溶鉄、成型したもの、アルミは一次、二次精錬、または直近の鋳造過程が中国、ロシア、ベラルーシ、イランで行われているものに対し、232条の追加関税対象にすると発表している。

図表5：米中墨の財貿易推移（百万ドル）



出所：米国への輸出額は米商務省、中国からメキシコへの輸出額は国連商品貿易統計データベースからワシントン事務所作成

また、欧州の電気自動車市場で中国製自動車が席巻している事、そして中国メーカーのメキシコ進出が相次いでいることを鑑みて、中国製自動車が追加関税を回避してメキシコ経由で米国に進出してくるのでは、という懸念も高まってきている。中国の電気自動車が欧州市場で台頭しているのに対し、

¹¹ 2018年9月時点で、中国企業が米国の関税を回避するために、ベトナム、セルビア、メキシコなどの第三国にシフトしている、との記事。それ以降、断続的に関連の報道が今日まで続いている。

現時点で米国市場に殆ど進出してない状況について、米国では対中追加関税¹²が障壁となっているとの見方が強い。それが、中国で生産されたノックダウン部品などがメキシコで最終組立された場合、USMCA 特恵の無税でなくても、通常の列 1 の税率 2.5%のみで、米国に輸入されてしまう可能性がある¹³。これを防ぐために、インフレ低減法（IRA）などで設けた、中国など懸念ある外国事業体の部品が使用されていれば、税控除対象外となるような条件や、既述のように鉄鋼・アルミ製品に対し 232 条追加関税免除の条件を厳しくしたように、列 1 の税率を適用するにも追加条件を設けるなどの要求が、米国から出される可能性がある。

2 点目は 2022 年に USMCA の紛争解決パネルにおいて争われた、自動車原産地規則についてだ。自動車の重要部品（コアパーツ）の原産地規則について、メキシコ（後にカナダもメキシコ側に加わり）と米国の認識が相違しており、メキシコ側は緩和的な解釈、米国側は厳格的な解釈を主張¹⁴。パネルでの検討の結果、メキシコ側の解釈が妥当という結果となったが、米国政府は現在でも自らの解釈が正しいと主張しており、USMCA レビューに合わせて、規則の見直しを要請する可能性もある。

この他には、現在メキシコ政府が進めようとしている司法改革や憲法改正が、USMCA の履行に影響を与えるとの見方が広がっており、改革状況によっては新たな要求が、米国、カナダからメキシコに出る可能性がある。2024 年 9 月末で任期を終えるメキシコのオブラドール大統領は、各種改革を通じ、国有エネルギー、電力会社の民間企業との協業を制限したり、遺伝子組替（GMO）大豆の輸入禁止などを目指している。これらは USMCA の各種条項と相反する内容であり、もし改革が実行され、レビューにおいても、3 か国で懸念が解消されなかった場合、USMCA が 2036 年で失効、もしくはそれを待たずに、何れかの国が脱退してしまう可能性もある。USMCA の交渉では、メキシコ側のキーパーソンとプライベートな関係も通じ、上手くまとめあげたライトハイザー氏だが、2026 年のレビューではさらに厳しい交渉が待ち構えているかもしれない。

④ 投資規制

ライトハイザー氏にとって貿易均衡化は究極的な目標であろうが、喫緊の課題は「中国からの戦略的なデカップリング」としている。重要戦略物資に対する関税はその手段の 1 つであろうが、他にも双方向の投資規制も必要だとしている。

下院公聴会において同氏は、中国からの対米直接投資については、従来の安全保障上の脅威のみではなく、長期的な経済的損失も取引禁止事由に加えるべきだと主張。また中国の国有企業または中国政府から補助金を受領している企業からの投資の場合、米国の経済的または安全保障上の利益に反すると判断した場合、何れの取引も禁止することができる権限を、外国対米投資委員会（CFIUS）に付与し、さらに中国からの投資は全て CFIUS への申告を義務化するよう呼び掛けている（現在は特定

¹² 自動車は 25%。これに通常関税（乗用車は 2.5%、トラックや SUV などは 25%）も賦課される。欧州連合（EU）の自動車の通常関税率は、乗用車は 10%、トラックや SUV などは 10～22%。

¹³ USMCA 特恵を適用する場合、原産地比率 75%の他、労働者賃金条件などを満たす必要がある。

¹⁴ 本紛争については、日本貿易振興機構（JETRO）の解説に詳しい。

要件を満たす場合のみ、義務申告あり。その他は自己申告制)。対米投資規制の強化は、外国企業の農地買収への懸念もあり、バイデン政権下でも求める声が高まっている。

対外投資規制についても同様だ。ライトハイザー氏は、先端技術や安全保障に関連する米国企業が中国で投資を行う際、全ての案件で米国政府への報告を求め、安全保障上の懸念が認められた場合、禁止する制度を主張している。また、米国企業の投資を受ける中国企業に対し、欧米の証券市場並みの開示要件を求めるため、トランプ政権 1 期目で成立した外国企業説明責任法（Holding Foreign Companies Accountable Act）の改正も訴えている。他方、バイデン政権も 2023 年 8 月の[大統領令](#)を皮切りに対外投資規制の[最終化](#)を進めている。議会では対外投資規制を求める動きは、2017 年頃から既にあったが¹⁵、これまで上下院での法案すり合わせのなかで取り除かれたり、民主、共和党間での意見が一致せず、対外投資を規制する法案はこれまで成立していない。一部の共和党議員¹⁶から、米企業への影響や、連邦政府が民間企業の投資活動に関与することへの懸念があるからだ。こうした議会の情勢は次期議会でも大きくは変わらないだろうが、行政側ではバイデン政権の大統領令を基に、規制の実施、拡大へと動くであろう。

⑤ デミニマスルール

対外投資規制と同じく、必要性は広く認識されているにも拘わらず、議会などで規制法案の審議が進まないのが、少額貨物制度（デミニマスルール）だ。米国では\$800/件未満の貨物は無税で輸入が可能で、対中追加関税も対象外となるため、抜け穴になっていると指摘されている。この制度を利用し、Shein など中国にルーツを持つ企業が、中国産アパレルなどを小口に輸入し、低価格で大量に米国市場で販売していると[指摘](#)されている。また、フェンタニルなど中毒性の高い薬物の多くが、デミニマス制度を利用して、検査を受けずに米国に流入しているとの指摘もある。

デミニマスルールにより輸入された貨物件数は、2018 年度（2017 年 10 月～2018 年 9 月）は[4 億件](#)だったが、2023 年度には 10 億件を突破、2024 年度も第 3 四半期まで（2023 年 10 月～2024 年 6 月）で既に [10 億件](#)を突破している。米国のデミニマスルールの基準額は徐々に引き上げられ、直近では 2016 年に\$200 から\$800 に引き上げられたことで、利用が急増した。他方、他国はそれよりも低く、欧州は約\$165（€150）、日本は約\$140（1 万円）、カナダは約\$110（C\$150）、メキシコは\$50、中国に至っては約\$7（50 円）となっており、米国だけが突出してデミニマスルールの基準が緩い。

¹⁵ 2018 年の外国投資リスク審査現代化法案（FIRRMA）は、CFIUS の権限を強化したが、元々下院の法案では、外国企業との合併企業やライセンス供与を規制する一部の対外投資を規制する条項も盛り込まれていた。しかしその後上院にて法案が修正された。また 2021 年には上院で超党派により、対外審査メカニズム導入を盛り込んだ国家重要能力防衛法案（National Critical Capabilities Defense Act）が提出され、同法案は上院の対中法案（米国イノベーション・競争法案）には盛り込まれなかったが、下院の対中法案（America MOPMPETE Act）に取り入れられ、下院で可決された。しかしその後、上下院の対中法案は共に成立しなかった。

¹⁶ 共和党の下院金融サービス委員会のマクヘンリー委員長や、同委員会や中国特別委員会にも所属するバー議員などは、投資規制ではなく軍需産業への制裁で対応すべきと主張している。

こうした問題に対応するため、ライトハイザー氏は中国のような非市場経済からの輸入品は、デミニマスルールの対象外とすること、また基準を\$200 に戻すことを主張している。議会の方では、民主党のブルメナウアー下院議員が、ライトハイザー氏同様に中国からの全輸入品をデミニマスルールの対象外とする法案を提出。これに対し、国内の小売業などへの影響を懸念する一部共和党下院議員からは、301 条など救済措置の対象となっている貨物のみ、デミニマスルールの対象外とする法案が提出されている。ただし何れの法案も成立の見込みはたっていない。ブルメナウアー下院議員は今期で引退するため、来期以降の議論では、中国からの全輸入品を対象外にするという議論は弱まる可能性がある。

⑥ 国境調整措置

対外投資規制やデミニマスルールほど注目はされていないものの、輸入を制限する手段として、国内産製品と輸入製品の競争力を公正にする、所謂「国境調整措置」がある。1 つ目はライトハイザー氏が問題視する、主に欧州を中心とした付加価値税（VAT）の対応である。EU 加盟国は日本の消費税に相当する VAT を設けており、その標準税率は 20%前後と日本の消費税率よりも高い。これらは EU から輸出時に還付、逆に EU に輸入された米国産品は課税対象となるため、実質輸出補助金及び輸入制限にあたると、長年批判的となっている。これに対応するため、課税額計算において輸入品仕入額のコスト不算入や、輸出売上の免税を設けるといった案が、過去共和党から出された事があったが、一時的に増税になる懸念があり、これまで実現はしていない。来期の議会では、2025 年に一部が失効する 2017 年税制改革の延長を巡る議論が一番の目玉となるが、そのなかで貿易赤字減少につながる、こうした税制改革も議論のテーマになるとも考えられる¹⁷。

もう 1 つの国境調整措置は、EU が 2026 年から本格運用を開始する炭素国境調整措置（CBAM）への対応だ。CBAM は炭素税や排出枠を設定していない国からの特定セクターの輸入品に対し、EU の排出権市場同等の炭素費用を課すメカニズムだ。米国は連邦レベルでの炭素税は存在せず、このままでは CBAM の対象となりかねない¹⁸。米 EU 間では、鉄鋼の過剰生産能力やグリーン鉄鋼、そして欧州向けには割当制度としている鉄鋼・アルミ製品に関する 232 条関税について最終合意を目指す「米欧鉄鋼・アルミニウム・グローバルアレンジメント」協議が 2021 年 10 月から開始されたが、現時点でも合意に至っていない。その理由の 1 つとして、CBAM を巡って米国側が米国産製品を CBAM の対象外とするべく、米国の気候変動関連の規則を炭素税相当と看做すことや、米欧共同で 232 条の追加関税を CBAM 相当の国境調整措置にすることを主張しているからと見られている。ライトハイザー氏は輸入品に対する関税と同様の国境調整措置には賛成であり、米国も CBAM のようなメカニズムを独自に設定する場合も考えられる。そもそも欧州との協議はトランプ前政権が発動し

¹⁷ トランプ前大統領が 2024 年 9 月に起業家向け演説で、国内で製造している企業に対し、法人税を 21%から 15%に引き下げると主張。

¹⁸ 米国での炭素税と CBAM については過去の[レポート「米国での炭素税と炭素国境調整措置を巡る議論」](#)参照。

た 232 条追加関税であり、トランプ政権 2 期目となった場合、CBAM への対応や 232 条追加関税、さらには商用航空機への補助金など通商問題を巡り、米欧間で再度火花が飛び散るかもしれない。

⑦ 為替

トランプ前大統領もライトハイザー氏も、政権 1 期目から為替への拘りは強かった。2019 年には 25 年ぶりに中国を為替操作国に指定した他、自国通貨安誘導を産業補助金と位置付け、相殺関税調査発動の要件とした。米ドルの本質的な強弱を測る実質実効為替レートは、インフレ対策のための金利引き上げなどにより、歴史的に高水準（ドル高）となっている（図表 6）。

図表 6：米ドル実質実効為替レート



出所：国際決済銀行（BIS）よりワシントン事務所作成

トランプ前大統領は 2024 年 4 月に日本円が米ドルに対し 34 年ぶりの安値を記録した際に、「米国にとって災難」と[批判](#)しており、通貨安となっている国に対する批判や圧力は、2 期目でも衰えなさそうだ。ライトハイザー氏も著書のなかで、同盟国と協調した貿易不均衡是正の事例として、1980 年代のプラザ合意を上げている。つまり、為替介入や米国との同盟関係有無に拘わらず、米国の貿易不均衡是正に寄与する限り、中国だけではなく、同盟国の日本や欧州、さらには既に為替操作監視国にリストアップされている東南アジア諸国に対し、ドル安誘導圧力の姿勢を示してくのだろう。特に近年、対米貿易赤字が急増し、為替操作監視対象ともなっているベトナムなどは要注意だ。ニクソン政権のように、輸入課徴金とセットで、同盟国に協調を迫ることも考えられる。

さらに問題を複雑にするのが、トランプ前大統領自身の政策にドル高要因を孕んでいることだ。例えばトランプ前大統領は 2024 年 9 月の選挙集会で、「ドル離れをする国に 100%の追加関税をかける」と、基軸通貨としてのドル防衛を宣言しているが、これはドル需要が維持されるため、ドル高圧力が継続することになる。また、国内での減税や多くの輸出品への関税は、物価インフレを再度引き

起こし、間接的に金利上昇→ドル高の原因となる懸念もある。このように為替に関して矛盾した政策を打ち出しているが、トランプ大統領自身は自らの政策に一貫性がないことは気にせず、もし自らの政策でドル高を引き起こしたとしても、違う政策で強硬にドル安誘導策を主張する可能性がある。1期目同様に、他国は自らの被害をいかに最小限に留めるか対応策を迫られるだろう。

4. 通商政策は超党派？

メディアなどでは、トランプ前大統領が再選した場合の通商政策として対中一律関税 60%や、全輸入品への 10-20%関税などが注目されるが、具体的な税率は同前大統領がインタビューや選挙演説中に言及したのみで、明確な公約と言えるものではない。一方で、以上のように想定される通商問題は、関税以外に多岐にわたる（図表 7 にまとめ）。トランプ政権 2 期目で、再度仕事請負人として重用されれば、ライトハイザー氏がこれら多岐にわたる問題に対し、放言が止まない大統領と、利益が錯綜する議会の民主、共和両党の幹部、さらに国益が対立する中国や諸外国を相手に、どのように「米国の労働者」に寄与する政策をまとめあげるのか注目だ。同氏はトランプ政権 1 期目でムニューシン前財務長官と衝突する場面が多く、また最近では為替などに関する発言も行っていることから、財務長官のポストが適任では、という[報道](#)が目立つ。

図表 7 想定される政策と影響を受けるセクター

項目	想定される動き	影響を受ける可能性のあるセクターなど
中国	301 条関税強化、第一段階合意の紛争解決/第二段階合意協議、輸入税率見直し、輸出規制強化、強制労働取締強化	先端技術セクター、中国からの輸入額上位品（スマホなど電気機器、玩具、医薬品）
その他関税	AD/CVD 強化、IEEPA や関税法を援用した広範囲な輸入税導入	再エネ事業、全般
USMCA	中国製品の迂回輸入対策、メキシコ憲法改正への対応、自動車規則強化	自動車セクター、エネルギーセクター、対中輸入が減少し、対墨輸入が増加している輸入品（電子機器）
投資規制	CFIUS 権限強化、対外投資規制の立法化	先端技術セクター、金融、米国外で同様の規制の動きの有無
デミニマスルール	中国などを対象除外、基準価格を引き下げ	EC セクター、アパレル、ファッション小売など
国境調整措置	VAT 対応のための税制改革、CBAM 対応	炭素強度が高いセクター（鉄鋼、セメント、化学、アルミ、発電、肥料）
為替	中国などを為替操作国指定、ドル安圧力への協調要請	全般

また、全輸入品への一律関税や、同盟国への為替介入要請などを除いては、共和党、民主党とも方向性が一致する分野は少なくない。対中関税についてはバイデン政権がトランプ前政権の追加関税

を継続しているのと同様、ハリス副大統領が大統領となっても更なる強化や迂回防止を目指す方向になるだろう。USMCAの見直しについても、労働や環境の権利強化は民主党が要請している事であり、投資規制についてもハリス副大統領はバイデン政権の大統領令を引き継ぎ、制度化を進めていくだろう。デミニマスルールについては、民主党議員が共和党よりも厳しい改正を求めているほどで、CBAMについてもバイデン政権が目下協議中だ。同政権で気候変動政策を取り仕切るジョン・ポデスタ特使は、2024年4月にホワイトハウス内に気候変動・通商タスクフォース（TF）を設立し、英豪EUなどとCBAMについて協議していくと表明している。バイデン政権で2022年まで通商政策を司っていたピーター・ハレル氏は、こうしたTFのように、特定のセクターに限定した貿易協議が民主党のこれからの通商政策の形だと主張している。どのセクターを優先するかという違いはあるが、ライトハイザー氏も全面的な市場開放などを伴う貿易協議ではなく、特定の課題解決を目指した貿易協議を好んでいる。2025年以降の米国の通商政策をみるうえでは、選挙中のレトリックよりも、それぞれの候補や政党が、どのような課題やセクターを優先しているのかを見極め、そのうち他国との協議が必要なものにおいては、どのようなツールやロジックで、通商協議に持ち込むことが可能なのか、考える必要があるだろう。

丸紅米国会社ワシントン事務所

1717 Pennsylvania Ave., N.W., Suite 375, Washington, DC 20006

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

（免責事項）

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。